

# 学生のアパート職場における労働安全衛生

大見広規<sup>1,2,\*</sup>, 村中弘美<sup>2)</sup>, 平野治子<sup>2)</sup>, 宮崎八千代<sup>2)</sup>,  
松浦なつみ<sup>2)</sup>, メドウズ マーティン<sup>3)</sup>

<sup>1)</sup>名寄市立大学保健福祉学部栄養学科, <sup>2)</sup>名寄市立大学保健福祉センター,

<sup>3)</sup>名寄市立大学保健福祉学部教養教育部

**【要旨】**健康管理という観点から学生のアパート職場の労働安全衛生について調査した。調査は無記名の質問紙で、アパート就労状況、経済的な背景、アパート職場でのトラブル経験、アパートと学業や睡眠、労働法規の認知度、相談先についての質問とした。多くの学生がアパートに従事していた。様々なトラブルを多くの学生が経験しており、アパートをする限り何らかのトラブルに遭遇する可能性が高いということが示された。そのため、身体的、あるいは精神的にストレスがかかっていたり、睡眠不足となるなど労働安全衛生上の問題があった。しかし、経済的理由で辞めることができないとする学生が多かった。大学で可能な対策もあるが、大学のみでは学生のアパート職場での労働安全衛生環境を整えることはできない。学費・奨学金制度のほか、非正規雇用の拡大など、学生に大きな負担をかけている制度や社会の見直しが必要である。

**キーワード:** 学生, アパート, 労働安全衛生, ハラスメント, 労働法規

## I. はじめに

本学でのこれまでの調査で、半数以上の学生がアパートに就労していることが明らかにされている(寺山 2011, 大見 2013)。一方、アパート就労のため心身の健康に問題が生じているとの相談がある。近年、アパート職場の劣悪な労働環境によって、心身、社会生活、学業に支障をきたす就労が「ブラックバイト」として、社会的な問題となっている(大内 2015, 今野 2016)。インターネット上にも事例や対策法などが掲載されているが(鈴木 2014, ブラックバイト・ユニオン 2014)、一般学生のなかで、どの程度の頻度で心身等に支障をきたしているかの実態調査は比較的少ない(大見 2014, 江上 1997)。学生の健康管理という観点からも、アパート職場の労働安全衛生上の実態を明らかにする必要がある。本調査ではアパート職場における労働安全衛生の実態を把握し、対策について考察した。

## II. 対象と方法

対象は 2015 年 4 月に本学に在籍した学生のうち 1～3 年生 551 名とした。必修科目の時間に質問紙を配布した。選択肢を示し、番号をマークシートに回答させて、回収箱に投函させて無記名で回収した。質問項目は性別、学年、アパート就労状況、経済的な背景、アパート職場でのトラブル経験、アパートと学業や睡眠、労働法規の認知度、相談先についてとした。統計処理は IBM SPSS Statistics 19.0.0 および EZR 1.28 (Kanda 2013) で分析した。有意水準は 5%未満とした。

質問紙には調査の趣旨と、個人情報厳守の旨の記載をしたほか、学倫理委員会の承認を得ている。

## III. 結果

174 名 (31.6%) から回答を得た。回答した学生のうち 127 名 (73.0%) と、多くの学生がアパートを経験していた。経験した職種を表 1 に示す。経験した職種数は 1 種類が 86 名 (67.2%)、2 種類が 24 名 (18.8%) であった。大学事務局では市内の事業者等からアパートの斡旋希望があった場合、内容を確認して適切と認めた場合は掲示で紹介している。しかし、大学の掲示が就労のきっかけであったのは、24 名 (18.6%) で、最も多かったのはその他の 79 名

2016 年 11 月 21 日受付: 2017 年 1 月 18 日受理

\*責任著者

住所 〒096-8641 北海道名寄市西 4 条北 8 丁目 1

E-mail: hiohmi@nayoro.ac.jp

表 1. 経験した職種

	n	%
家庭教師,塾講師	9	7.3
飲食店店員 (ファミリーレストラン,ファストフード:主に食事提供)	53	41.7
飲食店店員 (居酒屋等:食事とアルコールを提供)	37	29.6
飲食店店員 (スナック等:アルコールと接客を提供)	8	6.3
新聞,チラシ配布	2	1.6
スーパー,大型店のレジ,店員	25	19.8
コンビニ店員	11	8.7
ホテル従業員	6	4.8
パチンコ,カラオケ等娯楽施設店員	2	1.6
農産品収穫,選別業務	22	17.3
その他	21	16.7

ても不自由ではないと回答していたが、就学費(学費,教科書・文房具購入費,交通費)のため必要,あるいは生活費(家賃・下宿代,普段の食費)のため必要との回答も,それぞれ 36 名 (27.9%), 47 名 (37.0%) あった。

アルバイト経験の中での不快なことやトラブルを表 2 に示す。各種のトラブルについて一人当たり何種類経験したかをみると,自分が経験したとする種類数の中央値は 1 種類,他の学生が経験したと見聞きした種類数の中央値は 2 種類であった。経験した職種別に様々なトラブルの経験を表 3 に示す。自分が経験したトラブルの種類数を,経験の有無で比較

表 2. アルバイトで経験した不快なことやトラブル

	自分が経験		本学他学生が経験	
	n	%	n	%
約束時間より長く働いたが,延長した時間については賃金が支払われなかった	12	7.2	47	28.1
約束時間より早く来るように求められた	37	22.2	26	15.6
仕事に慣れるまで無給だった	0	0.0	5	3.0
約束と違う仕事や,より多くの仕事をさせられた	9	5.4	36	21.7
異常に長時間働かされた	10	6.0	44	26.3
職場が異常に寒いとか暑いとか,体調に悪い環境であった	12	7.3	11	6.7
正職員がするような重要な仕事の責任を持たされた	11	6.6	29	17.4
約束と違う危険な仕事をさせられた	2	1.2	8	4.8
仕事で使うユニフォームなど必要なものを自費で買わされた	20	12.0	16	9.6
仕事の上で火傷やケガをしたが,治療費を払ってもらえなかった	4	2.4	7	4.2
少しのミスでも怒鳴られたり,威圧的な態度をとられる (パワーハラスメント)	13	7.8	21	12.6
レジの金額が合わない時に,着服しているわけでもないのに弁償させられた	5	3.0	5	3.0
売れ残りなど店の商品を買わされた	4	2.4	6	3.6
売上げのノルマがあり,達成できないと賃金の減額や罰金を取られたりした	0	0.0	9	5.4
体を触ったり,いやらしいことを言われた (セクシャルハラスメント)	13	7.8	18	10.8
急にシフトを変更された	44	26.5	28	16.9
補講があるので休むといたら認められなかった	2	1.2	21	12.7
試験前なので休みを増やしたり,シフトを楽にして欲しいとあったが認められなかった	5	3.0	41	24.7
勤務でない日に呼び出されて働かされた	18	10.8	24	14.5
辞めたいといたら認められなかった	10	6.1	26	15.8
辞めたいといたら代わりの学生を紹介するよう言われた	13	7.8	24	14.4
上記以外の不快な経験をした	25	15.0	17	10.2
アルバイトでの不快な経験で身体的,あるいは精神的にストレスがある	37	22.2	29	17.4

(61.2%)であった。1週間あたりの就労時間,1か月あたりの収入の中央値は,それぞれ 12.5 時間,40,000 円であった。経験職種でみると,ホテル従業員は就労時間が短く,収入は家庭教師・塾講師,ホテル従業員が低く,コンビニ店員が高かった。就労時間と収入には強い正の相関があった ( $\gamma = 0.508$ : Pearson's product-moment correlation:  $P < 0.001$ )。アルバイト収入の必要性では,101 名 (78.9%) が多少の贅沢(外食,少し高価な衣類など)のため,75 名 (43.9%) がなく

すると,居酒屋等 ( $P=0.003$ ) とスナック等 ( $P=0.013$ ) の飲食店店員経験があるものは有意に種類数が多かった (Mann Whitney U 検定)。大学から紹介されたものか,あるいはその他のルートで就労したかでは,トラブルへの遭遇経験に有意な差はなかった。その他のトラブルについての自由記載では「契約書を何度も求めたが,何も得られなかった」「重要な業務連絡を飲み会で行い,飲み会に参加していないのが悪いといわれた」「市外の同じ系列店で働かされた」「飲

表 3. 経験した職種と各種のトラブル遭遇経験

職種経験者自身が有意に多く経験 <i>P</i> : Fisher の正確確率検定	家庭教師・塾	ファミリーレス等	居酒屋等	スナック等	新聞・チラシ	スーパーレジ	コンビニ店員	ホテル従業員	娯楽施設店員	農産品収穫	その他
約束時間より長く働いたが、延長した時間については賃金が支払われなかった		0.002		0.008				0.008			
約束時間より早く来るように求められた		0.027									
仕事に慣れるまで無給だった				0.047				0.047			
約束と違う仕事や、より多くの仕事をさせられた				0.040							
職場が異常に寒いか暑いか、体調に悪い環境であった				0.011							
正職員がするような重要な仕事の責任を持たされた				0.041				0.041			
仕事の上の火傷やケガの治療費を払ってもらえなかった		0.015		0.006							
体を触ったり、いやらしいことを言われた				0.009							
急にシフトを変更された		0.049									
補講があるので休むといたら認められなかった				0.016							
勤務でない日に呼び出されて働かされた		<0.001									
辞めたいといたら代わりの学生を紹介するよう言われた				0.003							
上記以外の不快な経験をした		0.023		0.048							
不快な経験で身体的、あるいは精神的にストレスがある				0.027							

経験したことで有意にトラブルが多かった職種のみ *P* 値を示した。

表 4. アルバイトと経済、学業、睡眠

	n	%
多少不快な思いをしても経済的理由からアルバイトはやめられない	45	35.2
最終限目の授業はアルバイトに差し支えるのでやめて欲しいと思う	37	28.9
急な補講はアルバイトに差し支えるのでやめて欲しいと思う	82	64.1
夜遅いアルバイトのため朝寝坊して遅刻する／しそうになることがある	23	18.0

食店のアルバイトで、客の暴言・セクシャルハラスメントがあった」「あるけど書きたくない」があった。アルバイトと経済、学業、睡眠についての質問への回答を表 4 に示す。表 4 への回答と経験したトラブルの種類数の関係をみると、「多少不快な思いをしても経済的理由からアルバイトはやめられない」( $P=0.009$ )、「夜遅いアルバイトのため朝寝坊して遅刻する／しそうになることがある」( $P=0.033$ )に該当すると回答した学生は、自分が経験したトラブルの種類数が多かった (Mann Whitney U 検定)。

労働法規についての認知度についての回答を表 5 に示す。退職に関する項目以外、多くの学生が正確な知識を持っていることが確認できた。しかし、不快な経験をした時に相談相手として想定しているのは、友人が最も多く (159 名 : 91.9%)、次いで事務局以外の教職員 (学生委員、保健管理部門) であった (81 名 : 47.1%)。相談先が大学事務局と回答したものは 46 名 (26.6%)、労働基準監督署は 44 名 (25.6%) であり、相談しないで辞めるが 32 名 (18.5%)、相談しないで我慢して働くが 18 名 (10.4%) であった。

表 5. 労働法規についての認知度

	n	%
労働基準法や労働安全衛生法などの労働者を保護する法律は正職員だけではなく学生アルバイトにも適応される	150	89.3
労働条件 (仕事の場所、仕事の内容、仕事の時間、休憩、休日、賃金) についての契約書を文書で求めることができる	144	84.2
働く期間が契約にないときには 2 週間前にやめることを告げれば、雇用主の意思や状況を考慮することなく、やめることができる	94	55.3
北海道の最低賃金が時給何円かを知っている	152	89.4

#### IV. 考察

本学では 2009、2012 年度に学生の経済状態実態調査を実施している (寺山 2011, 大見 2013)。半数以上の学生がアルバイトに就労していた。2009 年度と 2012 年度の調査を比較すると、就労している学生の割合には大きな変化はなかったが、就労時間は 1 週間あたり 7.9 時間から 10.6 時間へと有意に増加していた ( $t$  検定 :  $P=0.025$ )。本調査でも 73% と多くの学生にアルバイト経験があった。この割合は大内らの調査とほぼ同じ割合であった (大内 2015)。このことから、アルバイトに就労することによる心身の健康上の問題に対処することは、大学保健管理部門の役割の一つであると考えられる。筆者らは既に 2012 年度にアルバイト職場での受動喫煙についての実態調査をしている (大見 2014)。今回は心身の健康にかか

わるアルバイト職場でのトラブルについて調査した。その結果、様々な「ブラックバイト」の事例と同じようなトラブルを多くの学生が経験しており、経験したトラブルの種類数の中央値が 1 種類、他学生が経験した種類数の中央値は 2 種類であり、アルバイトをすれば、何らかのトラブルに遭遇する可能性が高いということが示された (大内 2015)。そのため、心身にストレスがあるとする学生が 20%以上いた。また、夜遅くなることで睡眠不足となっているものが 18%いた。しかし、就学費や生活費のために就労しなければならないものも多いが、そのような学生は、より多種のトラブルに遭遇しているにもかかわらず、不快でも経済的理由で辞めることができないとの回答が多かった。学生のアルバイト就労は、健康を害することが多く、労働安全衛生上も問題がある。

本学では、他大学と同じく大学事務局でアルバイト先を紹介している。しかし、大学の紹介によるか、それ以外かでのトラブルへの遭遇の可能性には差がなかった。事業者等から得られる業務内容では職場環境の適・不適の判断は難しく、同じような業務内容でも雇用主のハラスメントや、労働法規に対する意識によって学生の心身に問題が起こるかどうかが決まるためと考える。学生がアルバイト上の様々なトラブルにどのように遭遇しているかを積極的に把握し、問題が多い事業者については紹介をしないなどの対策が必要である。しかし、学生は相談先として事務局をあまり想定していない。

大学からの紹介では、何らかの対策ができる可能性があるが、学生の多くはむしろ友人関係やインターネット上の求職サイトをみて就労している。大学ではスナック等接客のある職種や娯楽施設は好ましくないとし、一切紹介していないが、そのような職場で働いている学生がいる。このような就労先ではトラブルも多い。これに対しては、労働法規を正確に伝える健康教育で対応するしかないが、一方、アルバイト収入がなくては就学や生活が成り立たない学生も相当数いる。ここ 50 年間、大学の学費は急上昇している (文部科学省)。また、多くの奨学金は貸与制であることより、借り控えし、アルバイト収入で学費や生活費の穴埋めをする学生も多い。さらに、非正規雇用を正規雇用並みに活用するという社会の流れの中で、学生を安い労働力として正規雇用なみの業務や責任を負わせる傾向にある (大内 2015, 今野 2016)。

大学のみでは学生のアルバイト職場での労働安全衛生環境を整えることはできない。学費や奨学金制度など、世界的にみても学生に大きな負担をかけているわが国の制度の見直しも必要である。

## V. 結語

健康管理という観点からアルバイト職場の労働安全衛生について調査した。多くの学生がアルバイトに従事していた。アルバイトをする限り何らかのトラブルに遭遇する可能性が高いということが示された。そのため、ストレスがかかるほか、睡眠不足となるなど、心身の健康に障害をきたすような労働安全衛生上の問題があることが明らかとなった。しかし、経済的理由でアルバイトを辞めることができないとする学生が多かった。

## 謝 辞

本調査に協力いただきました名寄市立大学の学生の皆様に感謝いたします。

## 文 献

- 江上いすず, 長谷川昇, 国友宏渉, 鈴木真由子 (1997) 女子学生の健康状態とライフスタイルの関係について. 名古屋文理短期大学紀要 22: 85-90.
- 大内裕和, 今野晴貴 (2015) ブラックバイト. 堀之内出版, 東京.
- 大見広規, 李相済, 鹿嶋桃子, 長谷川博亮, 関朋昭, 寺山和幸 (2013) 2012 年度 名寄市立大学・名寄市立大学短期大学部 学生生活実態調査. 名寄市立大学道北地域研究所年報 31: 115-124.
- 大見広規, 小野舞菜, 村中弘美, 他 (2014) . 大学生のアルバイト職場における受動喫煙についての調査. 日本禁煙学会雑誌 9: 3-11.
- 今野晴貴 (2016) ブラックバイト-学生が危ない. 岩波書店, 東京.
- 鈴木絢子, 大内裕和 (2014) ブラックバイトへの対処法, <http://www.iwate-u.ac.jp/career/file/blackbaito.pdf> (2016/6/20)
- 寺山和幸, 今野道裕, 長谷部幸子, 播本雅津子, 黄京性, 白井暢明 (2011) 名寄市立大学・名寄市立大学短期大学部学生生活実態調査. 名寄市立大学道北地域研究所年報 29: 139-146.
- ブラックバイトユニオン (2014) . <http://blackarbeit-union.com/aboutUs/aboutBlackarbeit/index.html> (2016/6/20)
- 文部科学省. 国立大学と私立大学の授業料等の推移, [http://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/kokuritu/005/gijiroku/06052921/005/002.htm](http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/kokuritu/005/gijiroku/06052921/005/002.htm) (2016/6/20)

Kanda Y (2013). Investigation of the freely available easy-to-use software 'EZR' for medical statistics. Bone Marrow Transplantation 48: 452-458.

*Original paper*

## Safety and health during part-time work among students

Hiroki OHMI<sup>1,2),\*</sup>, Hiromi MURANAKA<sup>2)</sup>, Haruko HIRANO<sup>2)</sup>, Yachiyo MIYAZAKI<sup>2)</sup>,  
Natsumi MATSUURA<sup>2)</sup>, Martin MEADOWS<sup>3)</sup>

<sup>1)</sup> Department of Nutritional Sciences, Faculty of Health and Welfare Science, Nayoro City University,

<sup>2)</sup> Health and Welfare Center, Nayoro City University,

<sup>3)</sup> Department of Liberal Arts Education, Faculty of Health and Welfare Science, Nayoro City University

**Abstract:** We conducted a survey of occupational safety and health at part time job among students of Nayoro City University in 2015.

Among respondent students, 73% had experience working part-time since admission to university. A sizable percentage of students have experienced a variety of psychological harassments and troubles at work. As a consequence, these students have suffered mental and physical stress, and sustained sleep deprivation. Nevertheless, they indicated that it was impossible to quit their jobs because of financial difficulties covering their tuition fees and living expenses.

This survey revealed that safety and health at part-time jobs is a significant issue in the healthcare of university students. Health service centers in universities are not able to resolve these issues alone. Japanese social systems and practices that place excessive strain on university students, such as expensive academic fees, heavy student loans and an growing irregular employment system, need to be reconsidered and strategies for improvement discussed by those in positions to implement change.

**Key words:** students, part-time job, safety and health, harassment, labor regulations